

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

一. 改善勧告

1 学生の受け入れ

1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、先進理工学部物理学科が1.24と高く、また、収容定員に対する在籍学生数比率について、教育学部が1.25、同国語国文学科、同社会科、同理学科、同複合文化学科がそれぞれ1.30、1.29、1.22、1.26、先進理工学部物理学科が1.30、同化学・生命化学科が1.21、社会科学部が1.34、人間科学部が1.22、同人間環境科学科、同人間情報科学科がそれぞれ1.25、1.24と高いので、是正されたい。

貴大学の定員管理については、前回の本協会による大学評価を受けた際に「勧告」として指摘し、改善状況の報告を求めたが、十分な改善には至らなかった。このため、今回の大学評価でも、その再報告を求めたものの、依然として、教育学部においては、定員管理が適切に行われていないので、早急に是正されたい。

大学全体	入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率については、1.00に近づけるようにしたい。収容定員に対する在籍学生比率は標準修業年限以内で卒業できない学生（以下、「延長生」と言う）が比率を上げる要因の1つになっている。本学では、卒業（修了）判定を厳格に行い、学位の質保証に努めていることから、延長生となる学生がいる。しかし、延長生の中には修学上の問題を抱えている学生もいるが、本学では教務主任合同会で対応の検討を行っている。一方で、延長生の中には、留学等の積極的な活動を理由に延長生になった学生や卒業要件を満たしているものの就職活動や当該学生の学習活動の事情により自発的に延長生となった学生も含まれている。
教育学部	収容定員に対する在籍学生数比率が高いことは認識しており、早急に是正を図りたい。そのために入試検討委員会において入学者数を適正化するための方策の検討を、また学生生活委員会において延長生数を減らすための方策の検討を行っている。なお、2014年度（5月1日現在）在籍者数4,763名のうち延長生は413名、うち留学等の積極的な活動を理由とする学生は65名である。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>先進理工学部</p>	<p>従来から入学者数比率ならびに在籍学生数比率が高くないよう努力している。しかし、入学試験合格者のうち入学手続きをとる者の割合が年度によりかなり変動し、想定を超える入学者数となる場合があったので、今後、さらに適正な比率となるよう是正を図りたい。化学・生命化学科は定員 60 名に対して修業年限を超えて在籍している学生（以下、「延長生」という。2014年5月1日現在）は 25 名であり（内留学生は 2 名）、物理学科は定員 90 名に対して延長生数は 34 名である（内留学生は 4 名）。両学科ともに、在籍学生数比率を押し上げる要因になっているので今後是正を図りたい。</p>																					
<p>社会科学部</p>	<p>収容定員に対する在籍学生数比率が高いことは問題であると認識している。入学者数をできるだけ定員に近づけるとともに、きめ細やかな指導によって延長生数を減らすことにより、適正な比率となるよう努力する必要がある。延長生率に関しては、リーマンショックの影響で 2009 年度は上昇したが、それ以降は留学希望者の増加を考慮すると、実質的な延長生比率は改善傾向にある。</p> <p>【在籍者数に対する延長生比率】</p> <table border="1" data-bbox="712 810 1850 959"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008 年度</th> <th>2009 年度</th> <th>2010 年度</th> <th>2011 年度</th> <th>2012 年度</th> <th>2013 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長生比率</td> <td>27.4%</td> <td>34.5%</td> <td>28.2%</td> <td>29.1%</td> <td>25.0%</td> <td>25.9%</td> </tr> <tr> <td>延長生比率（留学学生除く）</td> <td>26.6%</td> <td>33.1%</td> <td>26.4%</td> <td>26.8%</td> <td>21.7%</td> <td>20.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2013 年度延長生比率を算出。延長生比率は改善傾向にある。</p>		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	延長生比率	27.4%	34.5%	28.2%	29.1%	25.0%	25.9%	延長生比率（留学学生除く）	26.6%	33.1%	26.4%	26.8%	21.7%	20.2%
	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度																
延長生比率	27.4%	34.5%	28.2%	29.1%	25.0%	25.9%																
延長生比率（留学学生除く）	26.6%	33.1%	26.4%	26.8%	21.7%	20.2%																
<p>人間科学部</p>	<p>毎年適切な数の入学者があるが、延長生の割合が結果として高くなっていることから、収容定員に対する在籍学生数比率が高くなっていると考えている。2013 年度末での卒業生は 639 名、延長生は 161 名である。延長生の 2 割に当たる 32 名は、留学等の積極的な理由によって延長生になっている学生である。なお、それ以外の理由による延長生に対しては、これまで以上に、クラス担任教員、教務担当教務主任、学生担当教務主任を中心として、個に応じたきめ細かい指導を行う予定である。</p>																					

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

二. 努力課題

1 理念・目的

- 1) 全学部・研究科において、学部、研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が「学則」などに定められていないので、改善が望まれる。

大学全体	学則、学則別表または別に定める規則のいずれかに、各学部・研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明記すること検討し、 2015 年度以降に別表で定めることを予定している。
------	--

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

二. 努力課題

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 法学部、法学研究科、日本語教育研究科、情報生産システム研究科および会計研究科において、学位授与方針に、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を示していないため、改善が望まれる。

法学部	<p>ディプロマ・ポリシーに「課程修了にあたり習得することが求められる知識・能力の学習成果について示していない」ことの改善が求められたが、そのような知識・能力自体はカリキュラム・ポリシーに示されているうえ、卒業単位数以外に定量化された具体的な学習成果は課程修了の要件となっていないため、ディプロマ・ポリシーには記載していない。</p>
法学研究科	<p>「学位授与方針に、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を示していない」との指摘であるが、点検評価報告書にも記載しているとおり、本研究科では、ホームページ等を通して「卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」を公表しており、そこでは「修了認定が学位（修士または博士）の取得であることに鑑み、修士課程及び博士後期課程について、学則に基づき設けられた修士学位認定の内規及び博士学位認定の内規に従い、各学位を授与するものとする。」と明言している。課程修了にあたって求められる成果は、修士論文ないし博士論文であり、その具体的内容は、新たな知見の獲得を目指す研究論文の性質上、きわめて多様であり、研究科全体の「方針」における説明に適さない。（なお、本研究科のホームページには、「専修からのメッセージ」として各専修から、具体的なコメントをも付している。さらには、シラバスも公開している。専門領域ごとの具体的な記載は、むしろかような形式での開示が望ましいはずである。）</p> <p>指摘は、かような研究成果に当然含まれる、前提知識の部分を、「学習成果」として括り出して、「卒業認定に関する方針」として別記せよという趣旨であろうか。研究者養成を志向するプログラムの卒業認定に関する「方針」の説明として、研究成果と別にそのような学習成果を記載することにどれほどの意味があるか、疑問に感じる。そのような記載に、現在および将来の大学院生への周知として教育上の効果があるか否かを含め、今後の検討課題としたい。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

日本語教育研究科	<p>課程修了にあたって修得しておくべき学習成果は、日本語教育学に関する理論と実践両面からの学習・研究成果である。そのことを踏まえた学位授与方針については、研究科履修要項などにも明記されている通りである。今後、さらに具体的な学習目標を掲げ、学習成果が上がるように検討したい。</p> <p>以上のことを踏まえて、本研究科の学位授与方針に、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を記載する検討を開始した。</p>
情報生産システム研究科	<p>本研究科のディプロマ・ポリシーの部分に下記のような記述を入れることをもって改善を図りたい。</p> <hr/> <p>大学院情報生産システム研究科は、『学の独立』と『進取の精神』という早稲田大学建学の精神にもとづき、アジアの科学技術創造に向けた諸問題を解決すべく、アジア太平洋地域との共生の精神を持ち、グローバルかつローカルに学際的な研究を推進できる専門家、研究者の育成を目指している。世界各地の異なる言語や文化を乗り越えた『ものづくり』、『情報』そして『集積システム』に関わる技術を総合的にとらえた情報生産システムに関わる工学の知見の創造とその実践に貢献できる人材に対して学位を授与する。</p>
会計研究科	<p>今回の指摘を踏まえ、本研究科では次の通り、下線部について学位授与方針の見直しを行った。</p> <hr/> <p>当研究科が授与する学位は、「<u>会計修士(専門職)</u>」である。</p> <p>当研究科では、<u>社会の各方面で活躍する高度な会計の専門家としての能力を身につけるべく、それぞれのコースについて、在学年数と修了要件単位数が定められている。</u>会計専門コースでは、2年以上在学し、所定の60単位を取得することによって所定の教育課程を修了することとなる。高度会計専門コースでは、1年以上在学し、所定の48単位を取得し、専門職学位論文を提出し合格することによって、所定の教育課程を修了することとなる。国際会計専門コースでは、2年以上在学し、当研究科所定の39単位およびハワイ大学マノア校アカウンティング・スクール所定の21単位を取得することによって、所定の教育課程を修了することとなる。(以上)</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

二. 努力課題

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

2) 文学研究科において、教育課程の編成・実施方針が、学位授与方針の内容となっているので、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた方針を定めるよう、改善が望まれる。

文学研究科	20 コースに及ぶ専門性の高いコースを擁するため教育内容、教育方法に関する考え方のまとめ方に難しい側面があった。今後、早急に記載内容の見直しを検討したいと考えている。
-------	---

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

二. 努力課題

2 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

- 1) 政治学研究科、基幹理工学研究科、創造理工学研究科、先進理工学研究科、スポーツ科学研究科以外の博士後期課程においては、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。

経済学研究科	本研究科では、その後、2013年度に修士及び博士後期課程の5年間に亘る一貫教育のカリキュラム改革を行っており、5年一貫教育の観点からコースワークとリサーチワークの積み上げについてより一層制度として明確化するに至っている。
--------	--

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>法学研究科</p>	<p>博士後期課程のカリキュラムを、「コース・ワーク」と「リサーチ・ワーク」に分けて説明する論法は、少なくとも法学系ないし社会科学系の研究者養成を目的とする大学院のあいだで必ずしもコンセンサスのあるものではないように思われる。現時点で、他大学の公開資料をみると、その意義は必ずしも一致を見ておらず、本研究科が数年来使用してきた「コース・ワーク」の概念を、「リサーチ・ワーク」との用語で捉えている大学も存在するようである。</p> <p>本研究科で現状の「コースワーク」には、合理性があるものと考えている。法律学の研究では、理科系とは異なり、集団での実験を伴う実習やフィールドワーク等の実習は、一部特定の専攻（法社会学等）で例外的にありうる（ただし、そのフィールドワークも、定型的なものではなく、大学院生各自の研究テーマによる）のを除き、不要である。圧倒的大多数の大学院生に求められるのは、研究生活の最初期に裁判例や先行業績の講読を通じ、基本的な手法を知った上で、自らの研究テーマについて文献を渉猟し考察を進め単著の論文の執筆を進めることが重要である。学外・学内を問わず、多くの法学者に説かれてきたように、自らの研究テーマについて論文の作成のためのまとまった時間をとることこそが、最重要の研究環境である。このような法学研究の実践から導かれたポリシーのもと、本研究科は、修士論文の執筆の機会を通して、研究の基本的手法と自らの研究テーマをすでに獲得している博士後期課程の大学院生への干渉を極力排する方向で制度設計を行ってきた。すなわち、博士後期課程の大学院生に対しても定期的な研究指導を行うと同時に、必要に応じて基本的研究手法の確認を行わせるために講義ないし演習科目への出席を促すが、学位取得の要件としての単位取得を排し、研究テーマに関連のない授業への定型的な出席義務の負担を排除することで、大学院生自らの研究時間の確保に資するような制度設計を行ってきた。このような基本方針は、MD一貫制の導入においても貫かれている。また、研究指導に基づいて自らの研究を進める基本設計は、指摘にある「課程制大学院制度の趣旨」にも合致する。本研究科では、かような法学研究の実態を熟慮した研究環境重視の基本設計を前提に、必要十分のコースワークを課する趣旨で、コースワークに力点を置いた課程の説明をしている。</p>
<p>文学研究科</p>	<p>カリキュラムの内容については十分なものと認識している。研究科要項への記載方法の見直し等で、さらに学生にわかりやすい内容にすることを検討する。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>商学研究科</p>	<p>本研究科博士後期課程では、修士課程に相当する教育課程での学位取得を入学の条件としている。それゆえに、修士課程相当の教育課程における科目履修がコースワークに相当すると考えている。また、2014年度より修士課程において専修ごとの必修科目を設置し、それらの科目において A 以上の成績を修めるか、博士後期課程入学試験における専門科目試験に合格することを博士後期課程入学の条件に加えており、この点でも修士課程におけるコースワークと博士後期課程におけるリサーチワークの連動性を高めている。さらに、2016年度博士後期課程入学者より、修士課程における必修科目「統計基礎」で A 以上の成績を修めることを博士学位申請論文提出要件に加えることを決定しており、この点でも、修士課程が博士後期課程のコースワークであるという性格づけがより明確になっている。</p>
<p>教育学研究科</p>	<p>博士後期課程では、その性格からしてリサーチワークが主体となるが、自己の研究指導教員以外の指導を1年間にわたって受ける「複合履修制」を設け、幅広い内容のコースワークをリサーチワークに活かせるようなカリキュラムをとっている。ただし、研究指導が中心となり演習科目以外の授業科目が設定されていないため、博士後期課程としての望ましいカリキュラムのあり方について今後さらなる検討を行いたい。</p>
<p>人間科学研究科</p>	<p>現行のカリキュラムではコースワークが明確に設定されていないが、実際に行っている研究指導を必修の専門ゼミとして単位化すること、独自性が高い本研究科のプロジェクト科目（最新のトピックに関する複眼的、学際的理解を目指す科目）を必修科目として単位化することを検討している。また、リサーチワークとの組み合わせとして、専門ゼミの成果の公表を行う公開発表会（学会の口頭発表を含む）を義務化することを検討している。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>社会科学研究科</p>	<p>博士後期課程は、指導教員に加えて副指導教員による研究指導を基本としており、それに従って学生自身の自発的な研究活動がなされている。これにより、研究に十分な時間を割いて学位論文の完成に専念できる環境を整えている。研究上必要な場合は指導教員の許可を得て修士課程設置の講義科目を履修することもでき、幅広い分野についての研究を進めることが可能である。近年、本研究科では、社会人学生の減少と留学生の増加の傾向が見られ、これに対応して教育課程の編成方針も見直していくべきだとの意見も一部にあるため、コースワーク制度も含めて、今後の方向性を諸会議体において広く議論していく必要がある。</p>
<p>アジア太平洋研究科</p>	<p>本研究科においては、本学の他の多くの研究科と同様に、博士後期課程は修士課程の講義科目の履修を前提とした指導教員の指導と学生の自発的な研究活動によって成り立つものと考えており、そのため、研究に十分な時間を割いて学位論文の完成に専念できる環境を整えていることから、これまで必修科目としての講義科目を設置してこなかった。一方、研究上必要であると指導教員が判断した場合には、修士課程に設置されている講義科目を履修させ、学生に対して個別にコースワークを組み合わせた指導を行っている。本研究科としては博士後期課程においては現状の個別のニーズに応じたコースワークとリサーチワークの組み合わせが効果的なものと考えているが、今回の努力課題としてのご指摘を受けて、コースワークとリサーチワークの関係について再度検討を行いたい。なお、最初のコースワークとして「研究倫理概論」を2015年度から博士後期課程の必修科目とし、この科目を受講した者のみが博士論文提出資格を得ることとする。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>国際情報通信研究科</p>	<p>博士後期課程は、修士課程の講義科目の履修を前提とした指導教員の指導と学生自身の自発的な研究活動によって成り立っており、その為、研究に十分な時間を割いて学位論文の完成に専念できる環境を整えていることから、必修科目としての講義科目を設置していない。しかし、研究上必要であると指導教員が判断した場合には、修士課程に設置されている講義科目を履修することができ、学生に対して個別にコースワークを組み合わせた指導を行っている。また、2014年度からは文部科学省博士課程教育リーディングプログラム「実体情報学博士プログラム」に基幹理工学研究科、創造理工学研究科、先進理工学研究科、情報生産システム研究科、環境・エネルギー研究科とともに参加する。同プログラムに進入した学生には修士・博士後期課程5年一貫教育の中で必修・選択必修科目30単位を含む合計50単位以上の科目履修を課す。同プログラムへの参加により、学生の適性・希望等に応じてコースワーク主体のカリキュラムとリサーチワーク主体のカリキュラムを実施できると考えている。</p>
<p>日本語教育研究科</p>	<p>本研究科の博士後期課程は、他の研究科同様、通常3年間の研究指導（主指導・副指導教員による）を経て博士論文を提出するシステムを採用しているが、必要に応じ、修士課程に設置されている演習、実践研究、理論科目の受講を認めることで課程制大学院制度の趣旨を生かしている。</p> <p>なお、コースワークとリサーチワークを明確に分けたカリキュラムをデザインすべきだという指摘は、個別箇所ごとによる創意工夫というよりは、むしろ、今後、文部科学省や博士後期課程を設置している大学院を含めた、全体の教学検討課題ではないかとか考える。ただし、人文系の大学院は、理工学系や医学系と比べ、博士学位の認定数が圧倒的に少ないという現状を鑑みた場合、研究科それぞれが、学位認定までのプロセスをシステム化する作業が急務であると認識している。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>情報生産システム研究科</p>	<p>博士後期課程のカリキュラムとして明確にしていなかった下記の点を、再確認することとしたい。</p> <p>-----</p> <p>博士後期課程においては、専門必修科目は設置せず、各自博士論文の研究に必要と考える専門講義科目や演習科目を研究科設置科目群から広く履修できる制度になっている。</p>
<p>環境・エネルギー研究科</p>	<p>本研究科では、博士課程5年のうち区分制博士課程の前期2年の「修士課程」において、大学院設置基準に則って30単位以上の履修を義務付けている。そのため、この「修士課程」の修了を出願資格としている区分制博士課程の後期3年の「博士後期課程」では、講義科目の必修を設定していない。博士後期課程は、修士課程の講義科目の履修を前提とした指導教員の指導と学生自身の自発的な研究活動を中心に成り立っており、その為、研究に十分な時間を割いて学位論文の完成に専念できる環境を整えていることから、あえて必修科目としての講義科目を設置していない。しかし本研究科では、博士後期課程においても研究科内に設置された講義科目についてはその担当教員の了解のもと聴講することが出来る仕組みをとっている。また、国内外での研修・調査の実施や国際的な環境法制・環境ビジネス等の科目の履修によって、国際環境リーダーの資格取得が可能なコースも設けている。さらには、研究・教育面のさらなる高度化を目指し、独自の教員共同指導体制を採っている。当共同指導は、学位論文の主査・副査予定者だけでなく、研究科所属の全教員から在学年数すべてにわたって直接指導を受ける事の出来る演習的内容となっており、とくに教育面で良い成果をあげている。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

二. 努力課題

2 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

- 2) 政治学研究科、経済学研究科、基幹理工学研究科、創造理工学研究科、先進理工学研究科および社会科学研究科それぞれの修士課程において、学部の授業科目のうち、「後取り履修制度」において履修が認められたものに関して、成績評価方法などを課程ごとに明確に区別していないなかで、修了要件単位として認定していることは、教育の質保証の観点から改善が望まれる。

政治学研究科	主に海外の大学を卒業した者に対する補完的科目の位置づけとして、今後その扱いを明確にするよう努める。 2015年度より修了単位として認定しないよう、制度変更を検討中である。
経済学研究科	主に海外の大学を卒業した者に対する補完的科目の位置づけとして、今後その扱いを明確にするよう努める。 2015年度より修了単位として認定しないよう、制度変更を検討中である。
基幹理工学研究科	本研究科修士課程の在学生在が、主に他分野や他専攻の学部設置科目を履修することができる「後取り履修制度」は、学生が自らの専門知識を拡充させるだけではなく、研究の進展や幅広い専門知識を有する人材を育成するという当該研究科の理念に合致するもので、履修者数は少ないが有用な制度であると考えている。「後取り履修制度」によって履修が認められている学部設置科目は、その内容や評価方法などの詳細が学部要項やシラバスによって広く公開されており、後取り履修している学生に対しても同様の基準で成績評価・単位認定が厳正に行われている。しかし、履修の基準や単位認定が専攻によって基準がまちまちであるため、本研究科内では積極的に履修は推進する方向を維持しながら、修了要件単位数には算入しないことを専攻主任会で決定した。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>創造理工学研究科</p>	<p>本研究科では、建築学専攻、経営システム工学専攻、経営デザイン専攻、地球・環境資源理工学専攻において後取り履修科目の修了単位への算入を認めている。このうち建築学専攻については、グローバルエデュケーションセンターが設置している副専攻カリキュラムのテーマスタディ「都市・地域研究」の構成科目が対象科目と設定されており、また、他大学出身者向けに補習の意味も持たせていることから、一般的な後取りとは異なる形態をとっている。他の専攻は、修士課程における研究内容が学際的であることから、異分野融合の重視あるいは他の関連領域の基礎科目修得の必要性があり、そのために後取り履修を奨励しており、大学院学生の学習効果を高めている。ここ数年の後取り履修の学生数は多くはなく、いずれも指導教員からの指導で履修科目を決定していることから、質保証にはむしろ効果を上げていると言える。しかし、修了要件単位としての認定については是正を図り、今後は単位認定を行わないこととする。</p>
<p>先進理工学研究科</p>	<p>本研究科では、学部課程教育でのバックグラウンドの異なる多様な学生を受け入れているため、修士課程進学後の学生の教育・研究の必要のために、後取り履修制度を必要としている。しかし、修了要件単位としての認定については是正を図り、今後は単位認定を行わないこととする。</p>
<p>社会科学研究科</p>	<p>学部設置科目の履修については、大学院での研究上必要となる場合に指導教員の許可を得たうえで履修を認めている。その際、学部での各科目担当教員の権限と責任において成績評価を行っているが、学部生と大学院生の間で成績評価につきどのように独自性の基準を設けるかという課題を抱えている。大学院生が履修する場合には、適応した成績評価基準をいかに設けるかにつき検討の必要性がある。</p> <p>2015年度入学者より修了要件単位として認定しないことが研究会運営委員会(2014年7月)において承認された。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

二. 努力課題

2 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

- 1) 1年間に履修登録できる単位数の上限が、商学部のダブルディグリーによる入学生において60単位と高く、基幹理工学部、創造理工学部および先進理工学部において54単位と高く、社会科学部では3年次編入学生の4年次において、56単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

商学部	2014年度からの新カリキュラムも踏まえ、現在登録制限単位数の上限を48単位（半期28単位）にするよう、国立台湾大学と調整を行っているところである。
基幹理工学部	本学部では所属する各学科共通の基礎となる数学や工学の科目を「基幹共通科目」として一本化することで、専門科目を整理・統合する試みを開始している。また、各学科で専門科目の見直しと、整理・統合を積極的に行っており、1年間に履修できる単位数の上限を50単位未満（ただし、夏季、冬季、春季集中科目を除く）とする方向で検討を進めている。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

創造理工学部	<p>本学部の各学科は高校までに修得しない実学に関連する科目群を1年次より教育しており、特に低学年における専門科目のカリキュラム編成上、取得すべき単位数が多くならざるを得ない状況が発生することがある。ただ、学生の学年別の負担にばらつきがあることから、各学科において学年ごとの取得単位数を平均化する工夫に取り組んでいる。その結果、徐々に負担が平均化されつつあり、早急に50単位未満と明記できるように改善を図る。</p>
先進理工学部	<p>単位制度の趣旨に照らして、2017年度から50単位未満とするよう改善を図る。</p>
社会科学部	<p>3年次編入学生の4年次の履修単位が高いことは、本学部内でも問題として認識しており、改善に向けて委員会等で検討を重ねてきた。その過程で、当入試制度を経て編入学する学生が、本学部の期待する水準に達していないことが数年続いている等、制度自体の問題点もいくつか浮かび上がってきた。これを受けて、教授会での協議により、2016年度以降、当入試制度による学生募集を停止することを決定した。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

二. 努力課題

2 教育内容・方法・成果

(4) 成果

- 1) 法学研究科および専門職大学院以外の研究科（修士課程および博士後期課程）において、学位論文審査基準が明文化されていないので、『履修要綱』などに明記するよう、改善が望まれる。

大学全体	2014年1月10日（金）開催の学術院長会において、学位授与の論文審査にあたり、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）を研究科ごとに定め、あらかじめ学生に明示する旨の申し合わせを行った。各研究科の状況は以下のとおりである。
政治学研究科	論文審査の要点を明文化し伝達するよう努める。 修士論文については、既に審査時に用いている基準を可能な範囲で学生向け修士論文提出要領や2015年度研究科要項に記載することを検討中であり、改善の見込みである。博士学位申請論文については、これまで運用してきた博士学位申請論文実質要件をベースに2014年度春学期の政治学研究科運営委員会にてあらためて「博士学位申請論文審査基準」を検討、決議した。2015年度研究科要項にて掲載し、改善の予定である。
経済学研究科	論文審査の要点を明文化し伝達するよう努める。 修士論文については、「修士論文評価要領」において修士論文評価の実施要領および評価ガイドラインを明文化している。また、その一部を学生向けに公開している。 博士学位論文については、審査基準および審査報告書の様式統一などについて検討する。
文学研究科	学位審査の条件、論文提出までの概略については既に記載している。さらにわかりやすい内容に見直しを検討する。

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

商学研究科	<p>博士学位に関しては、「博士学位申請論文審査に関する内規」において学位審査基準を明確にしていたが、2014年9月に「商学研究科における博士学位申請論文審査基準について」を作成し一層の明確化を計った。修士論文の審査基準に関しては、今後カリキュラム委員会などの委員会において検討したうえで、審査基準を明文化するようにする。</p>
基幹理工学研究科	<p>本研究科の各専攻での学位論文審査基準は、各専攻の内規によりその審査基準に則して審査が行われている。しかし、広く公開されているわけではなく、その基準及び過程について、2015年度から公開することを決定した。</p>
創造理工学研究科	<p>本研究科の各専攻はいずれも実学を対象としており、同じ専攻であっても対象の研究分野はきわめて広い。そのために、学位論文の審査基準を研究科あるいは専攻において明文化することは難しく、研究対象ごとにその都度検討しなければならない。ただ、社会に対して学位論文の審査基準を提示することは重要であるので、2014年度に大学で策定されたガイドラインに沿って各専攻で方法論について検討を行うこととする。</p>
先進理工学研究科	<p>先進理工学研究科の各専攻での学位論文審査基準はすでに明文化されているが、まだ広くは公開されていないので、履修要綱等に明記するよう改善を図る。</p>
教育学研究科	<p>学位審査の要件および論文提出までの概要については、『教育学研究科要項』に記載している。これらの内容の一層の周知にあたっては、2014年度に定められた「課程博士における博士学位および博士学位論文の質向上のためのガイドライン」に即して、適切な時期に確認が行える体制を作る。</p>
人間科学研究科	<p>具体的な学位論文審査基準を明文化して、研究科要項等に明記することを検討している。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>社会科学研究科</p>	<p>本研究科では、下記に示した博士学位論文審査基準を策定予定であり、これをもって教員による論文作成指導、ならびに博士学位論文審査・判定における指標としたい。また学生に対しては、研究科要項や新入生オリエンテーションの場などにおいて下記審査基準の明示・説明を行うこととしたい。なお下記の審査基準（案）は、『ソシオサイエンス』の査読時の審査基準をベースに作成したものである。</p> <hr/> <p>【社会科学研究科博士学位論文審査基準（案）】</p> <p>①論文のテーマ設定の妥当性と重要性、②テーマに応じた論文の構成の妥当性、③先行研究のサーベイをふまえた専門分野における貢献度、④着眼点、方法、内容、結論等におけるアイディア、独創性、⑤データや資料に裏付けられた実証性、⑥論旨展開における論証力、説得力、⑦引用の仕方、注の付け方、資料の利用の仕方、文献リストの作り方、専門用語や概念の使い方における、正確さ、妥当性、充分性、⑧社会科学研究科の独自性から要請される学際性、実践性、⑨卓越性（論文全体特に優れている）。</p> <p>※ソシオサイエンスとは、早稲田大学社会科学研究科がその設立理念の推進を目的として、同研究科の教員および院生の研究業績を選抜し、公刊する学術雑誌である（レフリーによる査読を経て掲載の可否を決定している）。</p> <p>2014年4月研究科運営委員会において博士学位申請論文審査基準（別紙）が定められ、学生に通知した。</p>
<p>スポーツ科学研究科</p>	<p>修士課程（2年制・1年制）においては、主査と副査による研究指導を前提とした学位論文の提出を義務づけ、公開による口頭審査会での合格と、その後の修正論文の提出というプロセスを義務化している。博士後期課程においては、日本学術会議協力学術研究団体の発行する査読付き学術雑誌に原著論文が1編以上掲載、もしくは掲載可の状態にあるかどうかを予備審査で確認し、この条件を満たしている場合に限り、審査用の学位論文の提出を許可している。加えて、主査、副査2名以上による論文本体の審査並びに公開による口頭審査会での合格を博士学位取得の条件としている。なお、2014年度より、副査の決定と指導の開始の時期を大幅に早めることを予定している。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>アジア太平洋研究科</p>	<p>博士後期課程の学位論文審査基準については既に研究科運営委員会で承認し、「博士後期課程における論文指導・論文提出要件・審査に関する内規」を変更、ウェブサイトで学生に対し公開（日英両語）している。2015年度の『研究科要項』に明記をする。修士課程の学位論文審査基準についても研究科運営委員会で審議し、ウェブサイトにより学生に公開（日英両語）している。また、2015年度の『研究科要項』に明記する。</p>
<p>国際情報通信研究科</p>	<p>修士課程、博士後期課程とも審査基準に関する内規、判定方法を明確に定めているが、研究科廃止に伴って履修要綱等の新規作成の予定はないため、対象学生に対しては口頭等で指導教員より事前に通知し齟齬がないように努める。</p>
<p>日本語教育研究科</p>	<p>本研究科では、2014年度の博士学位申請から、より公開性の高い審査体制を構築するとともに、それに付随する学位論文審査基準を明確に設定し、課程博士・論文博士申請者に対し、研究科ホームページを通じて周知を徹底した。また、学位論文審査基準、指導体制等に関する説明会を実施し、周知を確実なものとした。2015年度入学者からは、『研究科要項』などへの明記を行う。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>情報生産システム研究科</p>	<p>現在、内規となっている修士学位論文審査基準および博士後期論文審査基準の項目を、『研究科要項』に記載することとしたい。具体的には、修士学位論文審査基準については、コースごとの修得単位数に加えて論文審査方法を明記する。すなわち、①中間発表と最終発表の実施方法と審査基準、②研究期間中に査読がある国際会議で発表、あるいは査読がある学術論文を受理された学生は中間発表が免除されること、③研究の進捗が著しく悪い場合は、指導教員の提案により分野会議での審議結果次第で中間発表ができない場合があること、④中間発表ができなかった学生は最終発表もできないこと、などである。</p> <p>博士課程論文審査基準については、課程内と課程外のそれぞれについて、学位請求の申し出と取り扱い、分野会議での受理の要件の判断を明記する。すなわち課程内の場合は、①最低2件の査読付きの学術論文が、権威ある学会より発表されていること、②3名以上の適切な論文審査員が審査にあたっていること、③提出された論文概要が博士学位論文にふさわしい内容になっていること、などを厳密に確認することを明記する。一方、課程外の場合は、①上記の他に資格検定科目や同検定審査員による厳密な審査を実施すること、②分野会議を経て分野主任会議によって検討される原案の審査項目、③研究科運営委員会での学位論文受理に関わる審査項目とその審査基準、④受理された論文の審査と資格検定に関わる論文説明会や公聴会の実施方法と審査項目、⑤論文審査報告書や資格検定結果を審査員が作成し、博士論文審査委員会で合否判定する基準、などを明記する。</p>
<p>環境・エネルギー研究科</p>	<p>本研究科における学位論文審査基準は当然ながら明確化されていたものの、明文化が不十分であったため、環境・エネルギー研究科要綱 2014 年度版より明記することとした。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

二. 努力課題

2 教育内容・方法・成果

(4) 成果

- 2) 博士後期課程において、標準修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切でない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

大学全体	本学としても、本件については認識しており、博士課程の修業年限の在り方や各研究科の課程における指導方法、博士課程を修了した者の進路指導を含め、検討を行っていきたい。
------	---

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

二. 努力課題

3 学生の受け入れ

- 1) 学生の受け入れ方針について、創造理工学部、先進理工学部、社会科学部、経済学研究科、法学研究科、文学研究科、商学研究科、創造理工学研究科、先進理工学研究科、日本語教育研究科、情報生産システム研究科および環境・エネルギー研究科では、求める学生像としての具体性に欠けるため、改善が望まれる。

創造理工学部	今後、各学科が求める具体的な学生像を学部に設置している広報委員会で集約し、外部に対して周知を図る。
先進理工学部	今後、求める学生像の具体化を図りたい。
社会科学部	<p>本学部では、2007年より「多種多様な学生を受け入れる」という方針を表明しており、これ以降、この方針に基づいた学生の受け入れを行ってきた。反面、この方針によって、学部の求める入学者像が具体性を欠き、わかりづらいものになったことも否定できない。この間、本学部では、世界各国から優秀な学生を受け入れるため G30（現代日本学プログラム）を開講して学部の国際化を進める一方、大学本部の提唱する WASEDA VISION150 を踏まえた学部の将来構想を公表するなど、学部のあり方について新しい方向性を提示してきた。このような新たな展開の中で、再度、学部の求める人材像を考え直し、より明確な形で社会へ発信していくことは喫緊の課題である。できるだけ早期に各種委員会で議論に付し、具体的な学生像を示したいと考える。</p> <p>学部の求める人材像を再考するに当たり、各種委員会で議論していくことを検討している段階である。</p> <p>各種委員会での議論を通じて具体案を示していきたいと考える。</p>
経済学研究科	<p>従来からの求める学生像や人材育成目標などを再点検し、今後改善を行う所存である。</p> <p>本研究科では 2013 年度以降、研究者養成と高度専門職業人育成の 2 つの柱を教育目標としてカリキュラム改革・入試改革を進めている。求める学生像については、2014 年度に「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を学則別表に定めることとなっている。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>法学研究科</p>	<p>本研究科は、ホームページ等を通じて公開している「入学者受入方針」によって、以下のように、学生の目標や志の観点から、詳細な説明をしている。『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。本研究科は、高度な法学研究能力を有するとともに、「リーガル・マインド」を有し、その研究成果を建設的に、かつ、緻密な論理をもって発信できる人材を育成することを目標に、学部卒業後に自らが専攻する法領域において研究者を目指す者、社会人であって特定の法領域についての専門性を高めたいとする者、法曹資格またはこれに準ずる能力を有する者であって研究能力を高めたいとする者、日本において高度な法学教育を受けることを希望する外国人留学生など、バックグラウンドを多様とする有為な人材が多数存在するとの認識に立ち、その多様性に対応し、かつ、前記目標を達成するための適切な入学者選抜制度を構築し、運用する。研究者養成を使命の一つとする以上、一定水準の学識・能力を有することが選抜に際して問われるのは当然であるが、自らの潜在的能力を最大限に高める意欲と努力を惜しまない者の受入れが望ましい。」要するに、修士論文ないし博士論文を書き、法律学の研究能力を示し研究の過程で得た新たな知見を発信するという目標に向かって真摯に努力しようとする者であれば、多様なバックグラウンド、価値観を持つ学生を受け入れると明言しているのであり、これこそが本研究科の求める学生像である。そのうえで、無条件にというわけにはいかず入学時の学力による選抜を行うことに触れ、その選抜方法については、別途過去問題を公開するなど詳細な情報を公開している。</p> <p>法学系の大学院教育が、国策によって、法曹実務家要請を目的とする法科大学院と研究者養成を目的とする大学院に分離せしめられ、とりわけ私立大学では、両者の峻別を厳しく要請されてきた経緯を踏まえると、法学研究科は、研究者養成目的に特化せざるを得ない現状にあり、そのような学生像の説明としては上記で十分であると考えている。</p> <p>もともと、法曹養成に対する国の方針は揺らぎつつあるようにもみえ、一方で、国際化の進展等の事情を考えると、私立大学でも法科大学院との一定の連携のもとで、法学研究科が担当する学生像そのものの拡大を図っていくことが求められる可能性もあり、求める学生像の多様化が生じた場合には、改めて適切な説明の検討を要するものと考えている。</p>
<p>文学研究科</p>	<p>現状の記載でも不足はないと考えている。さらに具体性のある内容へ見直しを検討する。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>商学研究科</p>	<p>本研究科では、2013年度より学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように変更した。</p> <hr/> <p>「本専攻では、高い基礎学力を備えかつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界各国から多数迎え入れている。修士課程入学者については、商学分野に関する学部卒業程度の基礎知識を有しているとともに修士論文作成に関する問題意識、研究に真摯に取り組む姿勢も求められる。</p> <p>博士後期課程入学者については、商学分野に関する専門的知識を有することはもとより、自立した研究者として研究を遂行しうるだけの研究方法、研究に関する基本的意識・態度が形成されていることが求められる。</p> <p>また、伝統的な大学院の特徴を生かすべく、本学商学部からの入学者受け入れを拡充すべく、修士課程早期修了制度や、商学研究科設置科目の先取り履修などの諸制度を充実させている。さらに入試の回数複数化、修士課程への本学他学部からの推薦入学制度を実施しており、基礎学力と思考力を兼ね備えた学生を広く学内外から受け入れている。」</p>
<p>創造理工学研究科</p>	<p>今後、各専攻が求める具体的な学生像を学部を設置している広報委員会で集約し、外部に対して周知を図る。</p>
<p>先進理工学研究科</p>	<p>今後、求める学生像の具体化を図りたい。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>日本語教育研究科</p>	<p>本研究科は、日本語教育に特化した専門性の極めて高い研究科として、2001年に設立され、現在500名を超す修士課程修了者、50名を超す博士号取得者を輩出している。国内外の日本語教育機関における日本語教師を中心とした日本語教育の専門家、および、国内外の大学等における日本語教育学の専門家を養成することを目的とし、そのような専門家となることを目指す人材を主に求めるものであるが、さらに日本語教育を幅広く捉え、直接日本語教育に携わるだけでなく、日本語教育学の知見を活かすことのできる種々の職業に就く人材も期待している。</p> <p>近年の傾向として、日本語教育経験者のみならず、学部新卒の入学者も増えており、本学の学部卒業予定者には、「学内選抜制度」を導入し、これから日本語教育の実践を積みたい志願者への様々な配慮もなされている。また、修了生の多くが、日本語教育研究センターをはじめ、国内外における日本語教育機関で活躍しているが、昨今、日本語教育以外の分野（一般・総合職）へのキャリア志向も強くなってきており、入試説明会等でも、具体的なキャリアプランを示す工夫がなされている。こうした状況を踏まえ、年2回開催している、在籍者および日研をめざす外部者向けのキャリア説明会では、より多様な職種に就いている修了生を招き、自らのキャリアパスを発信することで、イメージ化できるような工夫に努めている。</p> <p>以上のことを踏まえて、本研究科の学生の受け入れ方針に、求める学生像を具体的に記載することについての検討を開始した。</p>
<p>情報生産システム研究科</p>	<p>本研究科のアドミッション・ポリシーの部分に下記のような記述を入れることをもって改善を図りたい。</p> <hr/> <p>大学院情報生産システム研究科では、特に、アジアの科学技術創造に向けた諸問題を解決すべく、アジア太平洋地域との共生の精神を持ち、グローバルかつローカルに学際的な研究を推進できる専門家、研究者の育成を目指している。『ものづくり』、『情報』そして『集積システム』に関わる技術に強い関心を持ち、既存の学問の分野や領域にとらわれず、異なる言語や文化を乗り越えた工学の発展に貢献したいと考える学生を世界中から受け入れる。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

環境・エネルギー研究科	本研究科における求める学生像は当然ながら明確化されていたものの、明文化が不十分であったため、環境・エネルギー研究科要綱 2014年度版より明記することとした。
-------------	---

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

二. 努力課題

3 学生の受け入れ

- 2) 収容定員に対する在籍学生数比率について、政治経済学部が 1.26、同政治学科、同経済学科および同国際政治経済学科がそれぞれ 1.28、1.26、1.25、法学部が 1.27、文学部が 1.26、商学部が 1.28、スポーツ科学部が 1.20、情報生産システム研究科博士後期課程が 2.28 と高く、経済学研究科博士後期課程が 0.23、基幹理工学研究科博士後期課程が 0.31 と低いので、改善が望まれる。

<p>大学全体</p>	<p>入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率については、1.00 に近づけるようにしたい。収容定員に対する在籍学生比率は標準修業年限以内で卒業できない学生（以下、「延長生」と言う）が比率を上げる要因になっている。本学では、卒業（修了）判定を厳格に行い、学位の質保証に努めていることから、延長生となる学生がいる。しかし、延長生の中には修学上の問題を抱えている学生もいるが、本学では教務主任合同会で対応の検討を行っている。一方で、延長生の中には、留学等の積極的な活動を理由に延長生になった学生や卒業要件を満たしているものの就職活動や当該学生の学習活動の事情により自発的に延長生となった学生も含まれている。</p>
<p>政治経済学部</p>	<p>収容学生が多くなっている主な理由は、海外留学する学生が多いこと、また本学のなかでも最も厳格に成績評価を行っていることによると考えられる。このため、留学先の単位認定制度をさらに促進させ、認定申請者数を増加につなげた（2012年度：86名→2014年度：131名）。また年々増加する申請者数に対応するため、その運用方法の体系化を進めている。また、学業学習支援体制を充実させる一貫として、2014年度に改定した新カリキュラムでは、TAを活用した少人数制セッションにより学生の理解度の向上に努めている。これらの施策により、継続して適切な収容学生数を維持するように今後も務める。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

法学部	<p>本学部においては卒業判定を厳格に行っているため延長生となる学生がおり、このことが在籍者数を押し上げている。2014年度から法律必修科目に関するティーチング・アシスタントを設置し、法学初修者がつまづくことのないよう学習上の指導を行っている。また一般入学試験において入学者が予想を上回ることがあるが、補欠合格を活用することなどで、より正確な入学者数の予測を行っていく。以上により指摘の点については改善していきたい。</p>
文学部	<p>卒業論文を必修化し、安易な卒業を認めず厳格な卒業判定を行っており、そのことが影響していると考えている。これと別の動きとして学部主催で3年次生対象の就職活動セミナーを行い、卒業を促進させる働きかけも行うなど改善に向けた施策を実施している。</p>
商学部	<p>これまで、補欠合格者の発表は1回で、合格者の入学手続き率が大幅に下回ることを懸念した合格者数を設定してきたため、結果的に収容定員に対する在籍学生数比率が高まっていたが、2013年度以降の一般入学試験より、補欠合格者の発表を2回に分けて実施することで、合格者の入学手続き率をより高い精度で補正することができるようになった。このため、今後の収容定員に対する在籍学生数比率は、適正値になっていくと想定している。</p>
スポーツ科学部	<p>例年、入学試験の合格者を、過去の事例を参照しながら、入学辞退者を予測して多めに設定しているが、この予測が実際のものとはずれる場合、入学者が定員を上回る場合がある。この事態が許容範囲で最小限度となるように設定をし、この設定は本学部開設以来誤ったことはないが、余剰入学者に過年度生や再入学者が加わり、同数字となっている。この点については、長期的・総合的な視野に立った改善を行っていく予定である。</p>

公益財団法人大学基準協会による認証評価結果（2014年3月12日）に対する本学のコメント（2015年4月1日時点）

<p>経済学研究科</p>	<p>課題として認識し、慎重に再考する。</p> <p>2013年度より5年一貫博士プログラムを開始し、修士課程から博士後期課程までの一貫したコースワーク・研究指導体制を構築している。初年度のプログラム参加者は10名であり、これにより、これまで低かった博士後期課程進学率も2014年度以降は増加が見込まれる。また、2014年度に学内進学者向け推薦入学試験の基準見直しを行ったことにより、内部進学者の増加も期待される。</p>
<p>基幹理工学研究科</p>	<p>博士後期課程への進学者数を増加させるための検討は、本研究科の自己点検・入試教育検討委員会で継続的に行われている。学部から大学院までの一貫教育、副専攻制度の導入や基幹共通科目の設置に代表される学部基礎教育の整理統合、学部長賞の新設による成績優秀学生の奨励、国際コースの更なる拡充と定員増加などが実施されており、博士後期課程への進学者が増加することが期待されている。</p>
<p>情報生産システム研究科</p>	<p>収容定員に対する在籍学生数比率は、博士後期課程では、2013年5月1日時点で1.50、2014年5月1日時点で1.30と減少しつつあり、鋭意改善を進めていくこととしたい。</p>